２　（略）

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第八条　研究所に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、研究所は、当該報告書が同条第二項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、研究所の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。

一　通則法第三十五条の六第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この項において単に「期間」という。）における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該業務が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ・ロ　（略）

ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報

二　前号に掲げる業務の実績について研究所が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　中長期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　（略）

２　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第十一号

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第三条第二項及び第六項、第五条第一項、第二項、第四項、第五項及び第六項、第八条並びに第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

総務大臣　高市　早苗

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則

（認定の申請手続）

第一条　地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号。以下「法」という。）第三条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　定款

二　登記事項証明書

三　役員の住民票の写し及び履歴書

四　事業計画及び収支予算

五　最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

２　（略）

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第八条　研究所に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書には、同条第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この項において単に「期間」という。）に係る年度計画に定めた項目のうち当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ・ロ　（略）

ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　前号に掲げる業務の実績について研究所が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　（略）

２　（略）

六　当該事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）が労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。以下同じ。）を行おうとするものである場合にあっては、次に掲げる書類

イ　派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）のキャリアの形成の支援に関する規程

ロ　労働者派遣事業を行う事務所ごとに選任する派遣元責任者（労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書及び受講証明書（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類をいう。以下同じ。）並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ハ　派遣労働者の解雇に関する規程

ニ　派遣労働者に対する休業手当に関する規程

ホ　労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

ヘ　労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

七　その他都道府県知事が必要と認める書類